



CCSBT-CC/1710/15

Proposed Revision to the Template for the Annual Report to Compliance Committee and Extended Commission

遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレートの改正案

Introduction 序論

Each year Members and CNMs (Cooperating Non-Members) are required to submit an annual report to the Compliance Committee (CC) and the Extended Commission (EC) in accordance with the agreed format outlined in the [template for the annual report to the CC and EC](#). A revision to this template was most recently agreed by CCSBT 23 in 2016.

各メンバー及び協力的非加盟国（CNM）は、[遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のテンプレート](#)にとりまとめられた合意済みのフォーマットに従って、遵守委員会（CC）及び拡大委員会（EC）に対する年次報告書を提出することとされている。このテンプレートについて、直近では2016年のCCSBT 23において改正が合意された。

Proposed Draft Revisions 改正案

This year a small correction needs to be made to the introductory text on page one of the template.

本年は、テンプレート最初のページ「序文」の文言を微修正する必要がある。

In the past South Africa was included in the list of Members/CNMs that have not specified a quota year. However, in South Africa's notification of carry-forward letter to the Executive Secretary dated 20 March 2017, South Africa noted that its annual fishing season and quota year commences on 1 February and concludes on 31 January each year. Therefore, the Secretariat proposes updating the introductory text of the annual template accordingly.

これまで、南アフリカは割当年度を特定していないメンバー／CNMとして記載されていたところである。しかしながら、2017年3月20日付けの事務局長に対する繰越しに関する通知レターの中で、南アフリカは、自国の各年の漁期及び割当年について、各年の2月1日に開始され、1月31日に終了すると述べた。このため事務局は、これを踏まえて年次報告書テンプレートの序文をアップデートすることを提案する。

Members are invited to review the proposed template revisions which are provided as tracked changes at **Attachment A**. Note that only the first page of the template is provided because it is the only page that includes any proposed revisions.

メンバーは、別紙Aにおいて見消し修正により示したテンプレート改正案についてレビューを行うよう招請されている。改正案が含まれるのは1ページのみであるため、ここではテンプレートの最初のページのみ提示したことに留意されたい。

Prepared by the Secretariat

事務局作成文書

遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート

(~~CC1244~~における合意を踏まえ ~~CCSBT 2423~~ で修正)

複数の SBT 漁業があり、各々異なる規則及び手続が適用されている場合には、漁業ごとにテンプレートに記入する方が簡単かもしれない。1つのテンプレートに全ての漁業を記入する場合は、各漁業の情報を明確に区別すること。

テンプレートは、事項によっては割当年度ベースの情報を求めている。CCSBT に関して割当年度を特定していないメンバー・協力的非加盟国（以下 CNM）（すなわち、EU、~~南アメリカ~~及びフィリピン）は、暦年ベースで情報を提供すること。同テンプレートでは、割当年度（割当年度を有しない場合は、暦年）を「漁期」と称している。別途記載がない限り、直近に終了した漁期の情報を提供すること。提出時点の漁期に関しても、既に当該漁期にかかる操業が終了している場合又は終了間近である場合には、当該漁期の予備的情報も提供することが奨励される(CCSBT21 より以前には不要であると思われる)。

目次

I. MCS 改善事項のまとめ.....	2
(1) 今漁期に実現した改善事項.....	2
(2) 今後予定されている改善事項.....	2
II. SBT 漁業及び MCS に関する取決め.....	2
(1) みなみまぐろ漁業.....	2
(2) SBT の曳航、いけすへの移動、いけす間の移動（蓄養のみ）.....	5
(3) SBT の転載（港及び洋上）.....	6
(4) 国内産品の水揚げ（漁船及び蓄養場）.....	7
(5) SBT の輸出.....	8
(6) SBT の輸入.....	9
(7) SBT の市場.....	9
(8) その他.....	9
III. 追加の報告要件.....	10
(1) 実施している CDS 監査の種類及びカバー率.....	10
(2) 生態学的関連種.....	10
(3) 過去の SBT 漁獲量（保持・非保持）.....	11